

官房長官 林芳正 殿
厚生労働大臣 武見敬三 殿
内閣府特命担当大臣 自見はなこ 殿

小林製薬の紅麹を原料とするサプリメントによる健康被害に関する緊急申し入れ
立憲民主党 機能性表示食品の見直しに関する PT 座長 大西 健介

小林製薬の紅麹を原料とするサプリメントの摂取により、5名の死亡事例をはじめ多数の入院事例が発生するなど深刻な健康被害が発生し、現在も被害は拡大している。

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」では、健康被害が発生した際には、速やかに報告することが求められているにも関わらず、医療機関より最初の報告があったから2ヶ月以上報告がなされなかったことは極めて遺憾である。

問題は、国民の命と健康に関することであり、国民の間に不安が広がっているため、政府は迅速かつ丁寧な対応を行うべきである。

また、機能性表示食品制度に関しては、これまでも安全性や機能性の科学的根拠について問題が指摘されてきたところであり、制度の見直しを早急に行うべきである。

よって、政府に対して、以下の事項を強く要請する。

記

1. 原因物質の特定、健康被害が発生した原因の究明を国が責任をもって行うこと。
2. 食品衛生法に基づく廃棄命令の対象となっている製品の回収を徹底すること。
3. あらゆる媒体を通じて、消費者への十分な情報提供を行うこと。その際には健康被害が生じた対象製品に類似する製品等への風評被害の防止を考慮すること。
4. 医療機関との連携を強化し、政府のコールセンターへの問い合わせに丁寧に対応するとともに、被害者への相談、支援を十分に行うこと。
5. 消費者庁が行っている「届出後の機能性表示食品の健康被害情報の収集・評価・報告の実施状況の確認について（照会）」の回答結果が出るまで、新たな届出の受付を停止し、新規の機能性表示食品の流通を差し止めること。
6. 機能性表示食品制度の運用にあたっては、食品安全委員会が収集した食品安全に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を共有し、参考にすること。
7. 機能性表示食品による健康被害の発生及び拡大の恐れがある場合には、原因が特定できていない場合であっても速やかに報告することを義務付ける法改正を今国会で実現すること。
8. 機能性表示食品等については、原材料の受け入れを含めた製造管理基準（GMP）の認証を義務化すること。
9. 官房長官が5月末をめどに機能性表示食品制度の在り方を見直すよう消費者庁に指示したことを受けて、消費者庁内に新たに対策チームを立ち上げられたが、見直しにあたっては、消費者団体等の意見を聴くとともに、できるだけ早期に結論を得ること。

以上